

第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月26日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和6年6月26日(水) 午後2時00分～午後3時18分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(16人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、17番 橋本 幸雄、18番 大野 悟</p> <p>4. 欠席委員(3人) 2番 仲澤 清一、9番 奥畑 智子、19番 大野 覚文</p> <p>5. 出席推進委員(3人) 3番 檜山 正人、4番 高野 一宏、9番 大森 悦郎</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第270号)の承認について 日程第8 議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画(第271号)の承認について 日程第9 議案第8号 那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の廃止について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p>	
<p>事務局長(森林)</p> <p>会長(興野)</p> <p>事務局長(森林)</p>	<p>ただいまから令和6年第5回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。</p> <p>< 開会前のあいさつ ></p> <p>本日、2番 仲澤 清一 委員、9番 奥畑 智子 委員、19番 大野 覚文 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、19名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。</p>

会長（興野）	直ちに会議を開きます。（午後 2時 00分） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 3番 中村 東 委員、4番 堀江 恒夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、17番 橋本 幸雄 委員をお願いいたします。
17番 橋本 幸雄 委員	6月13日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ブドウ、サクランボ、キウイ、イチゴ。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台。取得地への通作距離、約5.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田43a、畑52a、計95a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議を

(17番 橋本 幸雄 委員)	お願いいたします。
議長	整理番号2番について、18番 大野 悟 委員にお願いいたします。
18番 大野 悟 委員	6月13日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田26a、畑35a、計61a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、12番 田澤 稔 委員にお願いいたします。
12番 田澤 稔 委員	6月24日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、キャベツ、トウモロコシ、大根、白菜を作付予定。農業従事年数及び農業形態、なし。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台を導入予定。取得地への通作距離、約0m。隣接地●●●に住宅を建築予定、現住居からは約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
3番 檜山 正人 推進委員	整理番号3番については、申請人は非農家ですが、農地は自宅と隣接しているところで、自家消費野菜を作るとのことです。私も近くに住んでいて知り合いなので、何らかのサポートができるかと思えます。よって、農地を荒らすことなく耕作していけると思われます。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 堀江 恒夫 委員	整理番号1番について、譲受人は第2種兼業農家で、自営業とありますが、どのようなことをしているのですか。
事務局（大橋）	解体業だそうです。
議長	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局（中山）	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
議長	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	< 令和5年12月22日付け那烏農委指令第5-38号で農地法第5条の規定による許可を受けた案件について、太陽光発電パネルの設置枚数及びレイアウトの変更申請があった旨を説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、質疑がないようですので変更申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 >

<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、変更申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（中山）</p>	<p>< 議案第3号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、15番 石川 翔平 委員をお願いいたします。</p>
<p>15番 石川 翔平 委員</p>	<p>6月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、上下水道工事、土木工事等の建設業を営んでおり、機材、資材置場、また、廃棄物等を一時保管するための広い敷地が必要であり、現在、●●●地区内に800㎡の資材置場を所有しているが、事務所から距離があり盗難対策に不便なこと、機材が増えたことから、新たな資材等置場を探しており、事務所に隣接する申請地を資材置場として利用したいと考え、今回、申請に至った。総事業面積、633㎡。転用面積、633㎡のうち345㎡、288㎡は使用貸借予定。転用目的、資材置場。進入路、北側。申請地を個人で取得し、会社（有限会社●●●）と貸借契約を締結する。代替性検討、第3種農地のため不要。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年10月1日から令和6年12月30日まで。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>6月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、使用貸借権の設定10年間。転用計画、転用事業者は、上下水道工事、土木工事等の建設業を営んでおり、機材、資材置場、また、廃棄物等を一時保管するための広い敷地が必要であり、現在、●●●地区内に800㎡の資材置場を所有しているが、事務所から距離があり盗難対策に不便なこと、機材が増えたことから、新たな資材等置場を探しており、事務所に隣接する申請地を資材置場として利用したいと考え、今回、申請に至った。総事業面積、633㎡。転用面積、633㎡のうち288㎡、345㎡は売買により取得予定。転用目的、資材置場。進入路、北側。</p>

<p>(15番 石川 翔平 委員)</p>	<p>申請地を個人で取得し、会社（有限会社●●●）と貸借契約を締結する。代替性検討、第3種農地のため不要。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年10月1日から令和6年12月30日まで。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番、4番について、7番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。</p>
<p>7番 荒井 喜代子 委員</p>	<p>6月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号3及び添付資料のおおりで。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が畑。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と市内の借家で生活しているが、将来的に家族が増えることを見据えて、転用事業者本人の実家がある●●●地区付近で新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、499㎡。転用目的、一般住宅 木造2階建 1階100.40㎡、2階45.13㎡。建築面積、108.06㎡。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和7年3月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。法定外公共物（側溝）使用許可済。第1種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>6月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号4及び添付資料のおおりで。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで宅地、南が畑、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。南側の農地は譲渡人所有地。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,098㎡、うちフェンス内約898㎡。転用面積、1,098㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。11年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル146枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力80.30kW、年間発電量約10万1千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●</p>

<p>(7番 荒井 喜代子 委員)</p>	<p>●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年8月20日から令和6年9月20日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年10月20日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5番、6番について、17番 橋本 幸雄 委員をお願いいたします。</p>
<p>17番 橋本 幸雄 委員</p>	<p>6月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が宅地、南が田、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。南側の農地は譲渡人所有地。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,245㎡、うちフェンス内約856㎡。転用面積、1,245㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル168枚、寸法2,279mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力92.40kW、年間発電量約10万kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年9月1日から令和6年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年1月17日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>6月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・墓地、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、小売業等の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事</p>

<p>(17番 橋本 幸雄 委員)</p>	<p>業を行いたく、申請に至った。総事業面積、934 m²、うちフェンス内約 893 m²。転用面積、934 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。16年で黒字見込む。売電単価、税抜 8.5 円。非 FIT 事業。売電先は●●●。構造等、パネル 140 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー10基。発電出力 49.5kW、最大出力 81.90kW、年間発電量約 9万1千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年8月22日から令和6年9月16日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年3月22日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p> <p>< 意見なし ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>4番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>資料 24 ページと 29 ページで、面積が異なるようですが。</p>
<p>事務局 (中山)</p>	<p>この農地は申請直前に分筆しているもので、24 ページの面積は分筆後のもので、29 ページの面積は分筆前のものとなります。また、分筆後の面積の合計が分筆前の面積とイコールになるとは限りませんので、合計が多少異なっております。</p>
<p>18番 大野 悟 委員</p>	<p>整理番号 4 番、5 番の案件では売電価格が 11 円で、整理番号 6 番の案件では売電価格が 8.5 円ですが、その差は。</p>
<p>事務局 (中山)</p>	<p>売電先が異なるためです。4 番、5 番は親会社の株式会社●●●が買い取る単価で、6 番は●●●に売る単価となります。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 12 番 田澤 稔 委員、何かありますか。</p>
<p>12番 田澤 稔 委員</p>	<p>所有者の同意を得ているので、特段大きな問題はないと思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 1 番 大窪 克実 委員、何かありますか。</p>

1番 大窪 克実 委員	特にありません。
	<p>< 他に質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（中山）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、9番 奥畑 智子 委員が欠席のため、事務局に報告させます。</p>
事務局（大橋）	<p>6月18日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で本人聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、●●● 昭和55年5月相続により取得、●●● 昭和60年11月 交換により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約50年。申請地は、昭和48年頃から●●●製作所が工場敷地の一部として利用していた。平成16年に自動車解体業等を営む有限会社●●●に変更となってからも同様の用途で利用し、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、15番 石川 翔平 委員をお願いいたします。</p>
15番 石川 翔平 委員	<p>6月14日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整</p>

<p>(15番 石川 翔平 委員)</p>	<p>理番号2のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成22年6月相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、●●●約79年、●●●約59年。申請地は、申請人の祖父が昭和19年頃に倉庫、昭和39年頃に住宅を建築し、宅地として利用してきた。その後、仕事の都合で●●●に移住することとなり、空き家の状態となって、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われま。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局(中山)</p>	<p>< 議案第5号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、19番 大野 覚文 委員が欠席のため、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局(大橋)</p>	<p>6月19日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和3年7月相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、30年以上前から山林として利用しており、樹木等が生い茂る状態で、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある</p>

(事務局 (大橋))	農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第270号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (中山)	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局 (中山)	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第270号)の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画(第270号)については、新規10件、更新13件です。利用権の設定を受ける者7名、利用権を設定する者21名です。利用権の設定面積は、54,958㎡です。令和6年度累計は、102,915㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年6月28日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第270号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第270号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第271号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画（第271号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第271号）については、新規1件、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者1名、面積650㎡です。令和6年度累計は、18,437㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年6月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第271号）の承認について」 は、質疑がないよ

(議長)	うですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第271号)の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第9 議案第8号 「那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の廃止について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(中山)	< 議案第8号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局長(森林)	< 基盤法等の一部改正に伴い農地法が一部改正され、下限面積要件が廃止となり、基準が不要となった旨を説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第8号 「那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の廃止について」 は、質疑がないようですので、廃止とすることにしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第9 議案第8号 「那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の廃止について」 は、廃止とすることに決定いたしました。
議長	以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	(午後 3時 18分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月26日

議 長

3 番

4 番